平成 27 年 6 月 12 日 議会自治区制度等行財政 改革推進特別委員会資料 地域政策部 政策企画課

#### 自治区長の職務・権限等の見直しについて(案)

#### 1 所掌事務 (※変更なし)

(浜田市自治区設置条例)

(自治区長の所掌事務)

第9条 自治区長は、浜田市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その 他の機関及び当該区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事 務を処理するものとする。

#### 2 身分

区分	現在	改正後
身 分	副市長	常時勤務する特別職
根拠法	地方公務員法 第3条第3項第1号	地方公務員法 第3条第3項第3号

#### 3 権限(専決権)

(浜田市専決規則)

No.	専決事項	内 容	決裁権者	
INO.	<b>导</b> 次争填	PJ 谷	現在	改正後
1	自治区行政の重要施策	自治区行政の重要施策、運営の基 本方針及び実施計画に関すること	自治区長	自治区長
2	陳情等に関する事務	自治区に対する要望書等の処理に 関すること【重要な事項】	自治区長	自治区長
3		支所長の休暇・時間外勤務及び課 長の7日以上の休暇・欠勤等に関 すること	自治区長	副市長 ※
4	職員の服務に関する事項	支所長の県内の旅行命令及び復命 に関すること 支所長及び課長の県外の旅行命令 及び復命に関すること	自治区長	副市長 ※
5	財務に係る事項	(副市長の専決権に同じ)	自治区長	副市長 ※
6	・防災に関すること	地区防災連絡協議会に関すること	自治区長	自治区長
7		地区災害対策本部設置に関すること	自治区長	自治区長
8		自治区消防隊の出動に関すること	自治区長	自治区長
9		交通安全対策協議会(自治区に係 るもの)に関すること	自治区長	自治区長
10	・まちづくり推進課	地区まちづくり推進委員会に係る 事務に関すること【重要な事項】	自治区長	支所長
11	関係事務	自治会組織の育成及びコミュニティの活動促進に関すること 【特に重要な事項】	自治区長	支所長

<sup>※</sup> 副市長とし、自治区長に委任する。

#### 4 出席を要する会議 (規則等に定めるもの)

「○」常時出席する 「―」出席を要しない 「△」必要に応じて出席する

M.	△淮々	出席の有無		備考
No.	会議名	現在	改正後	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
1	議会(本会議)	0	0	
2	議会(本会議以外)	$\triangle$	Δ	
3	人口減少問題対策本部	0	0	
4	自治区制度検討本部	0	0	
5	庁議	Δ	Δ	
6	支所会議	0	0	
7	行財政改革推進本部	0	0	
8	災害対策本部	0	0	
9	工事請負等審査会	0	Δ	
10	建設工事等競争参加資格審查会	0	Δ	
11	優良建設工事表彰審査委員会	0	Δ	

## 5 出席を要する会議 (規則等に特に定めのないもの)

「○」常時出席する 「一」出席を要しない 「△」必要に応じて出席する

			<del>-</del>	
No.	会議の名称	出席の有無		備考
		現在	改正後	畑 与
1	地域協議会	0	0	
2	行政連絡員会議	0	0	
3	総合振興計画審議会	$\triangle$	$\triangle$	
4	ロードマップヒアリング	0	$\triangle$	
5	交通安全対策協議会総会	0	$\triangle$	
6	人権同和教育推進協議会	0	0	
7	地元県議協議会	0	$\triangle$	
8	防災会議	0	0	
9	その他の会議等	0	$\triangle$	重要度に応じて 判断する。

# 6 報酬等

## (1) 給与等

	区	分	現在	改正後
給	与 等		給料月額 54 万円	報酬月額 36 万円
		通勤手当	あり	あり (通勤手当相当)
諸手当等		期末手当	あり	あり (期末手当相当)
		退 職 金	あり	なし
費月	用弁償(旅費)		あり	あり

## (2) 健康保険

区分	現在	改正後
健康保険	市町村共済組合	社会保険

## (3) 人件費

区分	現在	改正後
一人当たり人件費 (年額)	1,205 万円/年	642 万円/年
支給額(税込)	832 万円/年	556 万円/年
共済費等	373 万円/年	86 万円/年 (健康保険料等)
総人件費(4名分の年額)	4,820万円/年	2,568 万円/年